

## 山口市火災予防啓発用物品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災予防啓発を目的とした訓練用消火器やDVD等の物品  
(以下「物品」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 物品の貸出しを受けることができる者は、市内の居住者、事業所及び団体とする。

(貸出主体)

第3条 物品の貸出しは、各消防署所が行う。

(貸出期間)

第4条 物品の貸出期間は、原則として実施当日を含む3日以内とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、貸出期間を延長することができる。

(申請)

第5条 物品の貸出しを受けようとする者は、管轄する所轄消防署長に物品借用申請書(様式)(以下「申請書」という。)を提出する。

(貸出決定)

第6条 申請書を受理した所轄消防署長は、借用者の目的及び内容を確認し、貸出しの可否を決定する。

2 所轄消防署長は、物品の貸出しを受ける者(以下「借用者」という。)に物品借用時の注意事項等を説明する。

(貸出費用)

第7条 物品の貸出しは、無料とする。

(維持管理)

第8条 借用者は、物品の借用期間中において、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 営利目的及び目的外で使用しないこと。
- (2) 物品を譲渡及び転貸しないこと。
- (3) 適正に使用・管理すること。

(貸出しの中止)

第9条 所轄消防署長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを中止し、当該物品を返却させることができる。

- (1) 借用者が、この要綱に違反した場合
- (2) 所轄消防署長が特に必要と認めた場合

(損害の弁償)

第10条 借用者が重大な過失により物品を紛失し、又は破損させた場合は、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。